

甲賀市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する  
基本的な考え方について  
(答申)

平成21年(2009年)6月

甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会

## 目 次

はじめに	1
<b>1. 教育環境における少子化の影響、現状と課題</b>	<b>2</b>
(1) 教育環境における少子化の影響	2
(2) 現状と課題	2
<b>2. 適正規模・適正配置の必要性</b>	<b>5</b>
(1) 検討委員会設置の背景	5
(2) 調査・審議の経過	6
<b>3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方</b>	<b>8</b>
(1) 学校の適正規模	8
① 1学級あたりの児童・生徒数について	8
② 学校の学級規模について	8
(2) 学校の適正配置	9
① 適正配置の方法について	9
(3) 適正規模・適正配置の推進に向けての重点事項	9
おわりに	10

### 付属資料編

資料1：甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱	11
資料2：甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿	12
資料3：児童・生徒数の変遷と現在の状況	13
資料4：現在の通学区域	15
資料5：学校規模に関する定義（関係法令）	17
資料6：滋賀県の学級編制及び教職員配置基準	19
資料7：学校配置図	21
資料8：学校施設建築年等の状況	22

## はじめに

---

甲賀市の子どもたちへのより充実した教育環境の提供に向けた「小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方」について教育委員会から諮問を受け、平成19年10月18日に検討を開始した。

近年の少子化の進行などによって甲賀市の児童・生徒数は減少し、ほとんどの学校で小規模化が進んでいる。一方では、宅地造成や集合住宅建設等により児童・生徒数の減少率の小さい地域も一部にはあり、このような状況から学校間の異なる規模等の教育環境は、子どもたちの豊かな教育を育む上で様々な影響を及ぼしているものと考えられる。

社会環境の変化によって、いじめや不登校、人間関係をうまくつぐれない児童・生徒の増加等の課題が深刻となり、多岐にわたり学校教育改革が求められている。

そのような中、甲賀市の小中学校のあるべき姿を見直し、教育環境を早期に整備充実することは大変重要で市民にとっても関心の高い課題である。

本市において、施策の柱としている「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」を具現化するため、学校教育の充実、子どもの安心・安全の確保、青少年の健全育成を目標に、甲賀市の次代を担う子どもたちの教育環境はいかにあるべきか、より充実した教育環境を整備するために何ができるのか、子どもたちのための学校という根本に立ち返った議論を委ねられたのが本検討委員会である。

この答申は、甲賀市の未来を託す子どもたちにとって、より充実した教育環境づくりに寄与するため、本市と同じ課題に取り組む他の自治体を参考に、14回にわたって行なってきた調査・審議に基づき、「甲賀市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について」としてまとめたものである。

## 1. 教育環境における少子化の影響、現状と課題

### (1) 教育環境における少子化の影響

全国的に少子化が進行する中、その要因については、子育てへの大きな負担感、出産後の家庭生活と仕事との両立の困難さ、結婚に対する個人の考え方や価値観の変化により未婚化・晩婚化、親への依存期間の長期化などがあげられる。

こうした状況において、少子化が教育に及ぼす影響については、

- ◇ 子ども同士の切磋琢磨の機会が減少すること
- ◇ 親の子どもに対する過保護、過干渉を招きやすくなること
- ◇ 子育てについての経験や知恵の伝承共有が困難になること
- ◇ 学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動（学校行事や部活動、地域における伝統行事等）が成立しにくくなること
- ◇ 良い意味での競争心が希薄になること

などが考えられる。

一方、甲賀市においても、（表－1）から将来的な児童・生徒数の推移を見てみると、一部地域での増加はあるものの、全体的には減少していくものと見込まれ、平成26年度で小学校5,386人、中学校2,757人と推計される。このことから、本市においても徐々に少子化が進んでいることがうかがえる。

5年後には、7.6%の児童が減少

（H21.05 5,831人 → H26.05 5,386人） 445人減

5年後には、5.8%の生徒が減少

（H21.05 2,928人 → H26.05 2,757人） 171人減

### (2) 現状と課題

人口減少という大きな転換期に突入し、全国的に少子化が進行しており、本市においても、特に中山間地域では児童・生徒数が年々減少し、学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地造成や集合住宅建設等により児童・生徒数の減少率の小さな地域もあり、このような状況から生じる学校間の規模の違いなどは、子どもたちの教育環境に様々な影響を及ぼしているものと考えられる。

更なる児童・生徒数の減少により学校が小規模化すると、子ども同士の適度な刺激や切磋琢磨する機会が少なくなり、子どもの社会性を培う教育の困難性や学校行事の運営等に支障が出るなどの問題が指摘されている。

#### ◇小規模校における特性

- 教職員と個々の児童・生徒が関わる時間が十分確保できることで、児童・生徒一人ひとりの個性や特性、生活環境等が把握しやすく、個に応じた指導や学

習内容の密度を高めることが容易である。

- 全教職員と児童・生徒、児童・生徒間の人間関係の確立が容易であることから、所属感が高まり、安心感が醸成しやすい。
- 全校的なまとまりがつくりやすい。
- 学校行事などで、すべての児童・生徒の活動できる機会が与えられる。
- 教職員間の意思疎通が図れ、教育課題に機動的に対応できる。
- 地域の特性を生かし、地域に立脚した教育課程の編成と実践が容易である。
- 保護者や地域との連携が容易であり、協力態勢がつくりやすい。

#### ◇小規模校における課題

- 多様な考え方や生き方に触れる機会が限定され、自らを高める力、思いや考えを表現する力、説得する力などが育ちにくい面もある。
- 限られた集団の中での学校生活であるため、人間関係が固定化したり、ルール・規範意識を高めることや連帯意識が育ちにくかったりすることもある。また、学級編制替えができない単一学級編制である場合、人間関係の悩みが児童の心の負担となり、継続する場合もある。
- 多様なグループ編成が難しく、総合的な学習の時間や学級活動、体育や音楽などの学習での集団的活動の幅が狭くなる。
- 教職員数が少ないため教職員一人ひとりの負担が大きく、緊急時などの組織的・機能的な対応ができないこともある。また、教科担任制においては、多学年の授業を担当することが多く、教材研究等が難しいこともある。
- 少人数での登下校や人家の途切れる通学路の地域もあり、通学途上での安全確保（スクールバスの運行等）を図る必要がある。

#### ◇大規模校における特性

- 多様な個性とのふれ合いを通して、互いの学び方や考え方、人間性等、その多様性やよさを学び合う機会が得られる。
- 多様な教育活動が可能であり、それぞれの個性を発揮して取り組むことができる場の設定に有利である。また、教職員数が多いため、個人が希望する選択教科や総合学習、クラブや部活動などへの選択肢が広がる。
- 多くの児童・生徒が集うことで生起する多様な課題への出会いをとおして、問題解決力を磨き、社会性の育ちにつなげることが容易である。
- 学級・学年間の「違い」により児童・生徒の学級・学年への所属感が高めやすく、明確な目標が設定され、互いに刺激を受けながら切磋琢磨する場面では、ダイナミックな取り組みが期待できる。
- 複数学級においては、担任同士の協働した教育指導や児童理解の広がり期待できる。また、校務分掌を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能である。
- PTA活動では、刺激や活気が生まれやすい。

◇大規模校における課題

- 児童・生徒や保護者の思いや願いに、きめ細かく即応できない場面があり、その対応の遅れが生じることがある。
- 個々の児童・生徒の活動が十分保障できなかつたり、個々の思いが反映できない場面では、自らの個性を発揮できないことで、その意欲を低下させる児童・生徒を生むことがある。
- 大きな集団の中での学校生活となるため、「集団の陰に隠れ」たり、他への依存心を増大させる児童・生徒が生まれやすい。
- 多数の教職員を擁するため、従来の取り組みの継承には有利であるが、共通理解を要する新しい取り組みへの機動的な転換には時間が必要となる。
- 校区が広域となり、地域との情報交換や密接な連携が希薄になりやすい。
- P T A活動等において、保護者同士の顔が見えにくく、連携した活動が生み出しにくい。
- プールや体育館、特別教室など施設活用面において、利用時間の配分等が難しく教育活動に支障を及ぼすことがある。

(表－1) 平成21～26年度の児童・生徒数の推移

								単位：人
番号	学校名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	比較増減 (H26-H21)
1	伴谷小学校	571	535	484	463	453	410	△ 161
2	柏木小学校	187	209	213	223	243	254	67
3	水口小学校	601	569	563	547	522	506	△ 95
4	貴生川小学校	596	646	699	746	796	829	233
5	綾野小学校	396	396	385	392	400	414	18
6	伴谷東小学校	490	480	466	423	402	376	△ 114
7	大野小学校	202	200	184	162	165	157	△ 45
	布引分教室	0	0	0	0	0	0	0
8	土山小学校	196	196	189	182	167	153	△ 43
9	山内小学校	43	47	45	42	42	35	△ 8
10	鮎河小学校	32	27	28	30	28	28	△ 4
11	大原小学校	286	279	261	232	225	236	△ 50
12	油日小学校	242	221	222	209	196	178	△ 64
13	佐山小学校	87	87	86	90	94	99	12
14	甲南第一小学校	399	387	375	359	353	347	△ 52
15	甲南第二小学校	136	148	142	136	132	132	△ 4
16	甲南第三小学校	55	50	49	47	51	48	△ 7
17	甲南中部小学校	161	156	166	167	174	178	17
18	希望ヶ丘小学校	508	519	512	511	495	496	△ 12
19	信楽小学校	347	342	339	313	302	279	△ 68
20	雲井小学校	164	160	152	143	124	114	△ 50
21	小原小学校	95	96	90	89	74	76	△ 19
22	朝宮小学校	27	29	25	29	27	31	4
23	多羅尾小学校	10	13	15	12	10	10	0
小学校合計		5,831	5,792	5,690	5,547	5,475	5,386	△ 445
24	水口中学校	799	785	800	820	786	798	△ 1
25	城山中学校	520	529	544	538	533	502	△ 18
26	土山中学校	236	225	241	245	237	231	△ 5
	布引分教室	13	5	0	0	0	0	△ 13
27	甲賀中学校	329	339	324	336	317	308	△ 21
28	甲南中学校	643	584	587	595	615	606	△ 37
29	信楽中学校	388	329	310	299	315	312	△ 76
中学校合計		2,928	2,796	2,806	2,833	2,803	2,757	△ 171

※ 中学校の生徒数は、県立・私立中学校への進学人数（想定）を除いた数値である。

## 2. 適正規模・適正配置の必要性

---

### (1) 検討委員会設置の背景

本市は、平成16年10月1日に旧5町が合併し、小学校23校、中学校6校でスタートした。全国的な少子高齢化傾向や過疎問題等社会現象は、本市においても同様に、広範囲に配置された学校が小規模化の傾向にあり、通学距離など地域の事情によって学校間の教育条件・環境の違いは顕著に現れ、今後における多様な教育活動が展開できる一定の規模を持ったより充実した教育環境づくりが求められている。

これらのことから、小中学校の教育環境や活動の現状を分析し、子どもたちが豊かな人間性を形成し、社会性を身につけるための学校規模の再編に向け、課題を検証し、「学校の適正規模・適正配置」を改めて見直す必要があると考える。

また、合併時には、協定項目として「小中学校の通学区域は、当該地域の関係者の意向を尊重しながら弾力的な運用に努める」等の調整方針が示されており、児童・生徒数の将来推計や各地域相互のつながり、地理的条件等の実情を踏まえ、総合的見地から速やかにその見直しを行うこととされている。

このことは、本市の総合計画においても「学校教育の充実」のため、児童・生徒の健全な育成と学校の効率的な運営について研究し、推進していくことが位置づけられているところである。

これらのことを踏まえ、学校の適正規模・適正配置の検討については、「保護者や学校、地域との協力により検討を進めること」が大切であることから、教育委員会において、学識経験者や、区、自治会や保護者、教職員などを構成員とした「甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会」が設置され、「適正規模及び適正配置についての基本的な考え方」を取りまとめることとなった。

本委員会は、平成19年10月18日に甲賀市教育委員会から「甲賀市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について」を審議し、答申するよう諮問を受けた。

諮問事項及び諮問の趣旨は、次のとおりである。

#### ① 諮問事項

##### ア. 甲賀市立小中学校の適正規模について

学校における多様な教育活動の展開や、子どもたちが豊かな人間関係を築き、社会性を身につけるための良好な教育環境を確保し、充実した学校教育を実現するために必要な「学校の学級規模」及び「1学級の児童・生徒数」。

##### イ. 甲賀市立小中学校の適正配置について

イでの適正規模を基にし、通学の安全やコミュニティに配慮した通学区域を設定するための「学校の適正配置」。

## ② 諮問の趣旨

甲賀市教育委員会では、甲賀市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るためには、学校の適正規模を確保したうえで、適正に配置する必要があると考えている。

については、「甲賀市立小中学校の適正規模」及び「甲賀市立小中学校の適正配置」について基本的な考え方を取りまとめることを要請された。

本委員会では、この諮問の趣旨を踏まえ、次代を担う子どもたちがより充実した教育条件、教育環境の下で教育を受けることが最も重要であると言うことを基本として、諮問事項について、他市の事例も参考にしながら慎重に検討を重ね、この答申を取りまとめた。

## (2) 調査・審議の経過

検討委員会 第1回会議 (平成19年10月18日)

- ◇ 設置要綱に基づき、委員長(藤村稔氏)、副委員長(黒河吉昭氏)の選出を行った。
- ◇ 諮問事項、諮問の趣旨についての理解を深め、今後のスケジュールについての検討、また市内小中学校における現状について、会議資料に基づき意見交換を行った。

検討委員会 第2回会議 (平成19年11月27日)

- ◇ 第1回会議に引き続き、市内小中学校における現状と課題について意見交換を行い、現状把握のための市内小中学校の視察を計画した。

検討委員会 第3回会議 (平成20年 1月21日)

- ◇ 大規模校(水口小学校)、小規模校(多羅尾小学校)の市内学校を視察し、学校規模の現状についての把握を行った。

検討委員会 第4回会議 (平成20年 2月20日)

- ◇ 市内小中学校における課題について、意見交換を行った。

検討委員会 第5回会議 (平成20年 3月21日)

- ◇ 市内小中学校における課題について、意見交換を行った。

検討委員会 第6回会議 (平成20年 4月24日)

- ◇ 今日まで意見交換を重ねてきた現状と課題事項を参考に、適正規模の基本的な考え方について検討を行った。

検討委員会 第7回会議 (平成21年 1月27日)

- ◇ 適正規模の基本的な考え方について、児童・生徒数、通学区域、学区制、地域等、様々な視点から意見交換を行った。

検討委員会 第8回会議 (平成21年 2月16日)

- ◇ 適正規模の基本的な考え方については、一定の方向性を結論づけた。次に適正配置について、条件を整理する必要があることから、通学区域における個別の現状や通学方法などの具体例を交え、検討を行った。

検討委員会 第9回会議 (平成21年 3月 9日)

- ◇ 通学区域や特別地区の条件について、意見交換やその見直しについて検討を行った。
- ◇ 適正配置の基本的な考え方及び留意事項について、その根拠となる理由も含め、具体的な内容について検討を行った。

検討委員会 第10回会議 (平成21年 4月16日)

- ◇ 適正規模・適正配置の基本的な考え方について、さらに細部に亘る内容、表現についての意見交換を行った。
- ◇ 答申(案)に基づき意見交換を行い、次回会議において細部検討を行うこととした。

検討委員会 第11回会議 (平成21年 5月12日)

- ◇ 東近江市、米原市の事務視察に伴い事務局より報告を受ける。
- ◇ 今回の会議においては、答申(案)全体の構成ならびに追加事項等についての意見交換、また「適正規模・適正配置の基本的な考え方」について、その文書表現等に絞り込み検討を行った。

検討委員会 第12回会議 (平成21年 5月27日)

- ◇ 答申(案)の全体の再構成、また適正規模・適正配置に伴う重点事項について内容検討を行った。

検討委員会 第13回会議 (平成21年 6月11日)

- ◇ 答申(案)の全体の再構成、またその文書表現等に絞り込み検討を行った。

検討委員会 第14回会議 (平成21年 6月23日)

- ◇ 答申(案)の最終校正ならびに答申書提出に伴う調整を行った。

答申書の提出 (平成21年 6月30日)

### 3. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

#### (1) 学校の適正規模

法令による適正規模の定義は、別紙（資料5）のとおりであるが、甲賀市小中学校適正規模等検討委員会での今日までの議論を踏まえた「市立小中学校の適正規模の基本的な考え方」を、次のとおりとする。

##### ① 1学級あたりの児童・生徒数について

**小中学校の1学級の児童・生徒数は30人から35人を理想とする。  
なお、小学校の低学年においては更なる少人数（20人程度）での学級編制を理想とする。**

(理由)

- ◇ グループ活動等多様な教育活動が展開できる児童・生徒数である。
- ◇ 生活環境面等を含め、教師がすべての子どもを理解し、「個」に応じた指導が可能な児童・生徒数である。
- ◇ 社会性を身につけ、多様な人間関係を育むことができる児童・生徒数である。
- ◇ 小学校の低学年については、自分で勉強ができる力を身につけ、学習に向かう姿勢をつくるなど、これからの土台を築く大事な時期であることから、きめこまやかな指導が可能な児童数である。

##### ② 学校の学級規模について

**小学校については、各学年2学級程度を理想とする。  
中学校については、各学年4学級程度を理想とする。**

(理由)

- ◇ 子どもたちが豊かな人間関係を築くための集団活動が行えるとともに、在学中における児童・生徒間の問題やストレスを解消するなど、良好な教育環境を与えるための「クラス替え」が可能な学級規模である。
- ◇ 学級や学年間の集団活動等において、切磋琢磨の機会が与えられ、学習意欲や競争心などを高めるのに適した学級規模である。
- ◇ 教科研究に基づく授業改善や、教科担任の専任配置、さらには児童・生徒活動の選択幅が広がる学級規模である。
- ◇ 学校運営面においては、多くの教職員によって校務を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能である。また、教職員間での研修・研究が行いやすく、教職員の資質向上につながる学級規模である。

## (2) 学校の適正配置

適正配置については、第一に地域の思いや事情などを十分に配慮することを基本に、児童・生徒数、学級数の将来推計を見据え、学校の適正規模に基づき、「市立小中学校の適正配置の基本的な考え方」を、次のとおりとする。

### ① 適正配置の方法について

**学校の適正配置の方法については、「通学区域の変更」と「学校の再編」が考えられる。適正配置を実施するにあたっては、まず隣接校との通学区域の変更について検討し、これによって適正規模の確保が困難である場合には、学校の再編等を行う。**

## (3) 適正規模・適正配置の推進に向けての重点事項

学校の適正規模・適正配置の推進にあたっては、子どもたちや保護者、地域の思いを何よりも重要視していかなければならない。子どもたちが新たな教育環境に順応でき、新しい人間関係が構築できるよう配慮しながら取り組んでいくことが大切であると考えます。

このことから、今後における具体的な取り組みについては、次の事項に留意され、推進されることを強く希望する。

- ◇ 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、慎重に行うことが望ましく、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題点を、保護者、地域住民などと十分に協議し、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- ◇ 通学区域の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、自治会区域との整合性等、地域とのつながりなどを考慮すること。
- ◇ やむを得ず、遠距離通学が発生する場合は、スクールバスの運行など、通学手段の確保を検討すること。
- ◇ 諸事情により通学区域に不都合が生じる場合にあっては、関係者の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。
- ◇ 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
- ◇ 学校の新設計画も視野に入れ、適正配置に努めること。

## お わ り に

---

本検討委員会では、次代を担う児童・生徒がより良い環境の中で、教育を受けられることを主眼に置いて小中学校の適正規模・適正配置について、多角的かつ客観的な観点から様々な議論を重ねてきた。

学校は、子どもたちが楽しく学び、豊かな人間関係を築いていく場である。その一方では、地域コミュニティの核としても重要な役割を担っている。また、豊かな地域社会が存在してこそ、地域ぐるみによる理想的な学校運営も可能となる。

したがって、学校の望ましい規模の実現にあたっては、子どもたちにより良い学習環境を提供することを最優先の目的としながらも、豊かで活力のある地域社会の形成にも配慮しつつ、地域と学校、保護者、行政が連携して理想的な学校運営の実現に向けて努力し、子どもたちが安心、安全で充実した学校生活を過ごせる環境の実現こそ検討委員会として強く願うところである。

本答申を契機として、甲賀市において学校の適正規模・適正配置を進められるにあたっては、関係者が一体となって進められることを切望するところであり、甲賀市総合計画が目指す「たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる」教育が、さらに充実発展することを期待するものである。

資料1：甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱

甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会設置要綱

平成19年3月14日  
教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 本市における小中学校の適正規模等について検討するため、甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方及びそれに基づく具体的な方策について検討し、教育委員会に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区及び自治会代表
- (3) 市立小中学校保護者
- (4) 市立小中学校教職員
- (5) 市民代表

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から第2条に規定する提言をした日までとする。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、甲賀市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

付 則

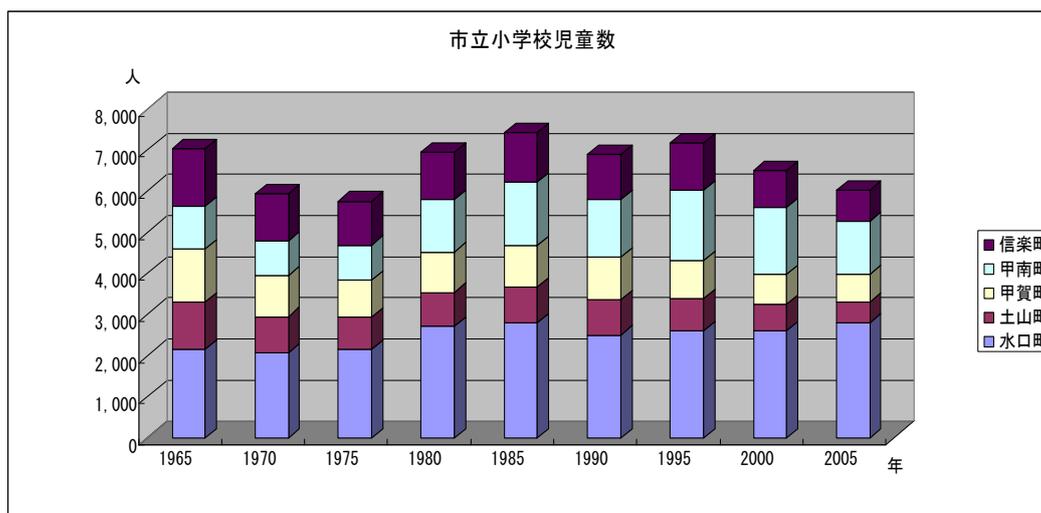
この告示は、平成19年4月1日から施行する。

## 資料2：甲賀市立小中学校適正規模等検討委員会委員名簿

区 分		氏 名	役 職	備 考
1号委員	学識経験者	藤 村 稔	委員長	元甲賀町教育長
2号委員	区及び自治会代表	井 代 圭 一		第3区長(水口地域区長理事(東部))
		黒 河 吉 昭	副委員長	東野1(鮎河)区長
		藤 橋 克 己		神保区長
		北 村 邦 久		柑子区長
		西 浦 富 一		多羅尾区長
3号委員	市立小中学校保護者	眞 下 邦 子		城山中学校PTA副会長
		青 木 宗 市		大野小学校PTA会長
		堅 田 美智代		大原小学校PTA副会長
		伊 吹 英 子		希望ヶ丘小学校PTA会長
		奥 田 訓 久		信楽小学校PTA会長
4号委員	市立小中学校教職員	山 本 佳 洋		希望ヶ丘小学校長
		西 川 みき子		甲南第三小学校長
5号委員	市民代表	寺 井 紀 夫		元甲南中学校長
		北 田 由 姫子		朝宮小学校児童保護者

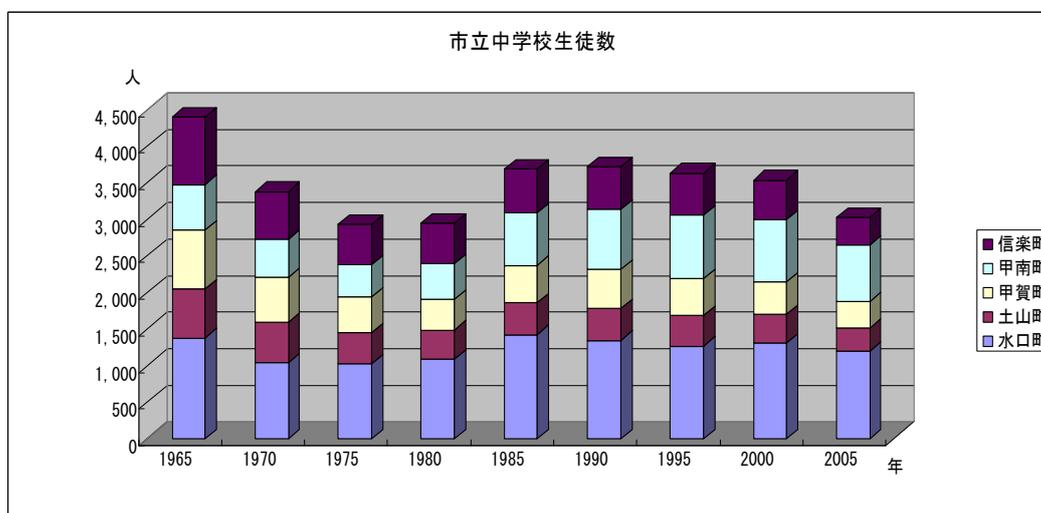
※ 備考は、平成19年10月18日委嘱時の役職名である。

### 資料3： 児童・生徒数の変遷と現在の状況



小学校児童数（人） 各年5月1日現在

区分 \ 年	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
滋賀県	83,166	80,184	88,058	111,513	115,664	102,989	95,575	87,072	85,767
甲賀市	7,029	5,942	5,754	6,944	7,409	6,888	7,170	6,487	6,016
水口町	2,157	2,075	2,145	2,712	2,788	2,500	2,595	2,593	2,793
土山町	1,148	877	793	825	872	850	798	641	507
甲賀町	1,283	995	905	981	1,018	1,032	909	729	669
甲南町	1,047	847	842	1,279	1,539	1,418	1,713	1,644	1,294
信楽町	1,394	1,148	1,069	1,147	1,192	1,088	1,155	880	753



中学校生徒数（人） 各年5月1日現在

区分 \ 年	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17
	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
滋賀県	51,122	40,022	40,749	44,830	58,848	57,773	51,327	48,147	42,261
甲賀市	4,392	3,378	2,934	2,943	3,686	3,721	3,630	3,536	3,021
水口町	1,374	1,038	1,016	1,088	1,421	1,344	1,265	1,308	1,191
土山町	676	552	432	396	438	429	421	396	321
甲賀町	797	610	486	424	509	535	502	430	358
甲南町	625	526	438	489	723	823	871	853	771
信楽町	920	652	562	546	595	590	571	549	380

平成21年度 児童・生徒数の状況

単位：人

番号	学校名	児童・生徒数							計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	特別支援	
1	伴谷小学校	77	101	70	89	108	107	19	571
2	柏木小学校	33	37	30	31	26	26	4	187
3	水口小学校	99	81	105	94	101	112	9	601
4	貴生川小学校	118	103	90	91	82	99	13	596
5	綾野小学校	60	61	63	67	74	57	14	396
6	伴谷東小学校	75	72	76	92	87	71	17	490
7	大野小学校	33	35	21	40	35	35	3	202
	布引分教室	0	0	0	0	0	0	0	0
8	土山小学校	24	33	36	35	35	30	3	196
9	山内小学校	7	8	7	8	6	5	2	43
10	鮎河小学校	5	4	4	1	8	10	0	32
11	大原小学校	36	38	48	55	55	42	12	286
12	油日小学校	30	41	37	47	31	51	5	242
13	佐山小学校	12	13	10	17	12	21	2	87
14	甲南第一小学校	58	60	71	63	62	73	12	399
15	甲南第二小学校	22	20	25	26	27	15	1	136
16	甲南第三小学校	14	7	6	7	7	12	2	55
17	甲南中部小学校	29	23	24	27	23	28	7	161
18	希望ヶ丘小学校	87	81	88	87	77	71	17	508
19	信楽小学校	48	61	59	61	59	50	9	347
20	雲井小学校	32	21	28	28	23	27	5	164
21	小原小学校	13	9	18	20	17	16	2	95
22	朝宮小学校	3	5	5	3	5	6	0	27
23	多羅尾小学校	3	1	2	4	0	0	0	10
	小学校合計	918	915	923	993	960	964	158	5,831
24	水口中学校	244	263	282				10	799
25	城山中学校	181	159	164				16	520
26	土山中学校	79	66	88				3	236
	布引分教室	0	5	8				0	13
27	甲賀中学校	111	113	102				3	329
28	甲南中学校	195	188	246				14	643
29	信楽中学校	120	116	147				5	388
	中学校合計	930	910	1,037				51	2,928

#### 資料4：現在の通学区域

中学校名	小学校名	通学区域
水口中学校	伴谷小学校	水口町八田、水口町春日、水口町山の一部(桜ヶ丘、第四水口台を除く。)、水口町伴中山、水口町下山、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部
	柏木小学校	水口町泉、水口町北泉一丁目、水口町北泉二丁目、水口町酒人、水口町植、水口町宇田、水口町北脇、水口町西林口の一部、水口町笹が丘の一部、水口町さつきが丘の一部
	綾野小学校	水口町名坂、水口町東名坂、水口町本綾野、水口町八光、水口町梅が丘、水口町城東、水口町綾野、水口町日電、水口町城内、水口町本丸、水口町中邸、水口町南林口、水口町的場、水口町東林口、水口町西林口の一部、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町2丁目の一部、水口町八坂の一部、水口町水口の一部、水口町笹が丘の一部
	貴生川小学校	水口町岩坂、水口町高山、水口町山上、水口町袖中、水口町牛飼、水口町三大寺、水口町宇川、水口町貴生川、水口町貴生川1丁目、水口町貴生川2丁目、水口町虫生野、水口町虫生野虹の町、水口町虫生野中央、水口町北内貴
城山中学校	伴谷東小学校	水口町山の一部(桜ヶ丘、第四水口台)
	水口小学校	水口町今郷、水口町和野、水口町巖峨、水口町新城、水口町中畑、水口町松尾、水口町秋葉、水口町元町、水口町京町、水口町高塚、水口町神明、水口町本町1丁目、水口町本町2丁目、水口町松栄、水口町暁、水口町宮の前の一部、水口町鹿深の一部、水口町本町3丁目の一部、水口町新町1丁目、水口町朝日が丘、水口町新町2丁目の一部、水口町八坂の一部、水口町古城が丘、水口町水口の一部
土山中学校	大野小学校	土山町頓宮、土山町前野、土山町市場、土山町大野、土山町徳原
	土山小学校	土山町南土山、土山町北土山、土山町平子、土山町瀬ノ音、土山町青土、土山町野上野、土山町大澤

土山中学校	山内小学校	土山町黒滝、土山町黒川、土山町笹路、土山町山女原、土山町山中、土山町猪鼻
	鮎河小学校	土山町大河原、土山町鮎河
甲賀中学校	大原小学校	甲賀町櫛野、甲賀町神、甲賀町大原上田、甲賀町大久保、甲賀町大原中、甲賀町鳥居野、甲賀町相模、甲賀町大原市場、甲賀町高野
	油日小学校	甲賀町油日、甲賀町上野、甲賀町田堵野、甲賀町滝、甲賀町毛枚、甲賀町和田、甲賀町高嶺、甲賀町五反田
	佐山小学校	甲賀町岩室、甲賀町小佐治、甲賀町神保、甲賀町隠岐
甲南中学校	甲南第一小学校	甲南町寺庄、甲南町葛木、甲南町深川の一部、甲南町深川市場、甲南町稗谷の一部、甲南町森尻、甲南町宝木、甲南町耕心1丁目から4丁目まで
	甲南第二小学校	甲南町杉谷、甲南町新治、甲南町塩野、甲南町市原
	甲南第三小学校	甲南町柑子、甲南町野川、甲南町下馬杉、甲南町上馬杉
	甲南中部小学校	甲南町池田、甲南町磯尾、甲南町竜法師、甲南町野尻、甲南町野田
	希望ヶ丘小学校	甲南町希望ヶ丘1丁目から5丁目まで、甲南町希望ヶ丘本町1丁目から10丁目まで、甲南町深川の一部、甲南町稗谷の一部
信楽中学校	信楽小学校	信楽町長野、信楽町神山、信楽町江田、信楽町田代、信楽町畑
	雲井小学校	信楽町宮町、信楽町黄瀬、信楽町牧、信楽町勅旨
	小原小学校	信楽町柞原、信楽町中野、信楽町杉山、信楽町小川、信楽町小川出、信楽町西
	朝宮小学校	信楽町上朝宮、信楽町下朝宮、信楽町宮尻
	多羅尾小学校	信楽町多羅尾

## 資料5： 学校規模に関する定義（関係法令）

### ○ 学校教育法

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

### ○ 学校教育法施行規則

第16条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準の定めるところによる。

第17条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第18条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

第55条 第17条、第18条、第22条の2から第22条の6まで、第23条の2、第23条の3、第24条第2項、第26条から第28条まで、第42条から第44条まで及び第46条から第49条までの規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第18条中「5学級」とあるのは「2学級」と、第26条の2及び第26条の3中「第24条第1項、第24条の2又は第25条」とあるのは「第53条、第54条（併設型中学校にあっては第65条の14において準用する第65条の4、連携型中学校にあっては第54条の4）又は第54条の2」と読み替えるものとする。

### ○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 （適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- ② 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

### ○ 小学校設置基準

学校教育法第3条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

（一学級の児童数）

第4条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。  
ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

○ 中学校設置基準

学校教育法第3条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

(一学級の生徒数)

第4条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、40人以下とする。  
ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

## 資料6：滋賀県の学級編制及び教職員配置基準

### 1. 学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）

#### 【目的】

公立義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員配置の適正化を図る。

#### 【位置づけ】

日本の義務教育水準を維持するためのナショナルミニマム（最低保障）

【財源保障との関連】教職員定数は義務教育費国庫負担金の算定基礎



教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障

### 2. 学級編制及び教職員配置に関する国、地方の役割

#### ◇学級編制

国・・・学級編制の標準（40人）の設定を行う。（義務標準法に規定）

滋賀県教育委員会・・・

1. 公立小学校及び中学校の1学級の児童・生徒の基準は、次のとおりとする。

#### 【小学校】

単式学級 40人

複式学級 16人（第1学年の児童を含む学級にあっては8人）

特別支援学級 8人

#### 【中学校】

単式学級 40人

複式学級 8人

特別支援学級 8人

2. 上記1の単式学級について、児童・生徒の実態を考慮して、特に必要があると認められる場合の小学校第1学年、第2学年および第3学年ならびに中学校第1学年の基準は、35人とすることができる。

3. 上記の単式学級について、児童の実態および教育課題を考慮して、特に必要があると認められる場合の小学校第4学年から第6学年の基準は、1学年に限り35人とすることができる。この場合の1学級の人数は20人以上であることとする。

甲賀市教育委員会・・・

都道府県が定める学級編制の基準に従い、学級編制を実施する。

学校・・・

40人を上限とする学級編制を基本としつつ、都道府県の判断による少数学級が実施されている。

◇ 教職員配置

国 …

都道府県ごとの教職員総数の標準（標準定数）の設定を行う。（加配定数を  
含む）

滋賀県教育委員会 …

標準定数を標準としつつ、都道府県内は、独自の判断も織り込みながら、県費  
負担教職員の定数を条例で定める。また、都道府県教委は県費負担教職員の任命  
権を有し、市町村の内申を得て、その判断で人事を行う。

甲賀市教育委員会 …

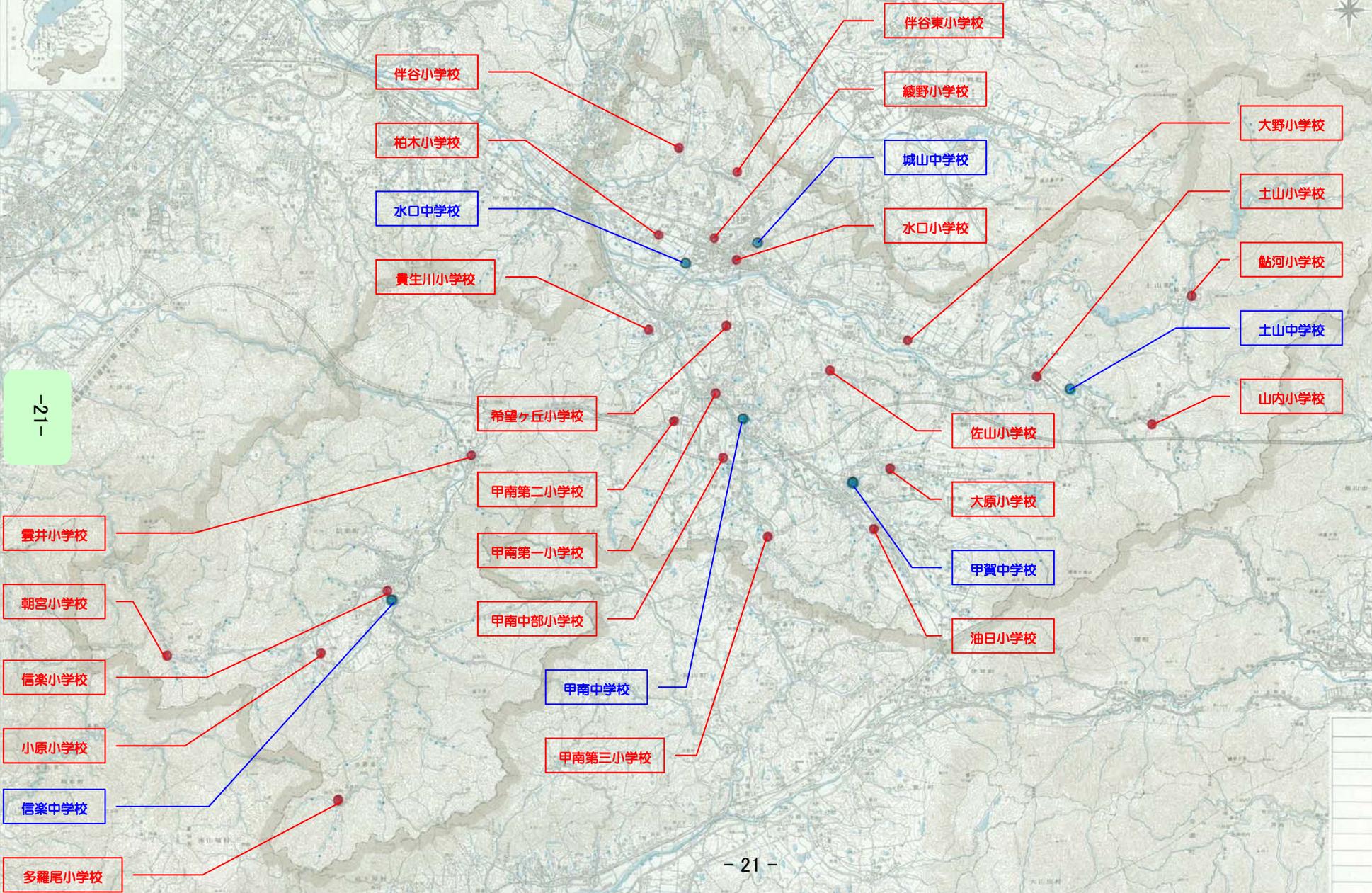
都道府県教委に対し、県費負担教職員人事の内申を行う。

学校 …

校長、教頭、教諭等（学級担任、教科担任等）、養護教諭、栄養教諭、事務職  
員、学校栄養職員、加配（指導方法工夫改善、通級対応等）等の配置



-21-



資料7：学校配置図

凡例	

## 資料8：学校施設建築年等の状況

公立学校施設の施設台帳データ調査より

設置者名	学校名	棟番号	枝番	建物区分	構造区分	階数	建築年月 (年/月)	保有面積
甲賀市	油日小学校	1	1	校	R	3	S48.03.01	1,658
		1	2	校	R	4	S48.12.01	585
		2	0	校	R	2	S48.12.01	1,090
	伴谷東小学校	2	0	校	R	3	H14.07.01	1,370
		3	0	校	R	3	H14.07.01	1,370
		4	0	校	R	3	H14.07.01	214
	伴谷小学校	5	0	校	R	2	H14.07.01	2,686
		10	1	校	R	3	S53.03.01	1,141
		10	2	校	R	3	S56.03.01	254
		17	0	校	R	3	H04.03.01	2,176
		18	0	校	R	3	H04.11.01	730
		25	1	校	S	2	H08.03.01	639
		26	0	校	R	3	H10.07.01	322
	柏木小学校	27	0	校	S	2	H13.03.01	198
		28	0	校	S	3	H14.07.01	39
		11	1	校	R	3	S53.03.01	1,870
		11	2	校	R	3	S53.08.01	1,183
	土山小学校	22	0	校	S	1	H06.03.01	216
		9	0	校	R	2	S61.08.01	3,570
	朝宮小学校	14	1	校	R	3	S52.03.01	1,026
		14	2	校	R	2	S52.03.01	71
		14	3	校	R	2	S52.03.01	601
	大野小学校	9	0	校	R	2	S52.03.01	1,445
		10	1	校	R	2	S53.11.01	1,531
	大原小学校	1	1	校	R	3	S51.03.01	1,038
		1	2	校	R	4	S51.10.01	2,085
		1	3	校	S	3	H14.07.01	37
		9	0	校	R	3	H02.03.01	1,241
		12	0	校	S	3	H11.01.01	334
	多羅尾小学校	5	1	校	R	2	S56.02.01	370
		10	0	校	R	2	H08.10.01	1,499
	小原小学校	12	0	校	R	2	H19.01.31	1,196
		13	0	校	R	2	H19.01.31	1,081
		14	0	校	R	1	H19.01.31	400
		15	0	校	S	2	H19.01.31	175
	水口小学校	1	1	校	R	4	S35.12.01	2,146
		11	1	校	R	3	S48.03.01	893
		11	2	校	R	3	S48.05.01	1,288
		11	3	校	R	3	H15.10.01	90
		14	0	校	R	3	S58.03.01	1,565
		24	0	校	S	3	H09.08.01	87
		25	0	校	S	2	H09.08.01	102
	信楽小学校	6	1	校	R	3	S47.03.01	1,288
		6	2	校	R	2	S47.05.01	698
		7	1	校	R	3	S48.01.01	1,179
		7	2	校	R	4	S48.01.01	1,374
	山内小学校	8	1	校	R	3	S55.03.01	1,437
		8	2	校	R	3	S55.03.01	225
	佐山小学校	1	1	校	R	3	S53.11.01	991
		1	2	校	R	3	S53.11.01	1,252
		1	4	校	R	2	H14.02.01	421
	甲南中部小学校	1	1	校	R	2	S49.03.01	860
		1	2	校	R	2	S58.03.01	731
		1	4	校	R	2	S49.03.01	1,251

設置者名	学校名	棟番号	枝番	建物区分	構造区分	階数	建築年月 (年/月)	保有面積
甲賀市	甲南第二小学校	1	0	校	R	4	S53.03.01	1,964
	甲南第三小学校	1	0	校	R	2	S54.09.01	1,578
	甲南第一小学校	1	1	校	R	3	S51.03.01	1,084
		1	2	校	R	3	S51.12.01	1,224
		1	3	校	R	3	S51.12.01	1,280
		1	4	校	R	3	S54.03.01	422
		7	1	校	R	3	S54.03.01	645
	貴生川小学校	7	2	校	R	3	S54.06.01	874
		13	1	校	S	2	S63.09.01	97
		13	2	校	S	2	H08.09.01	85
		16	0	校	S	2	S62.09.01	29
		18	0	校	R	3	H19.01.31	4,045
		20	0	校	R	3	H19.01.31	327
	希望ヶ丘小学校	1	1	校	R	2	S60.03.01	1,588
		1	2	校	R	2	S60.03.01	1,431
		1	3	校	R	2	H05.02.01	691
		1	4	校	R	2	H05.02.01	698
		9	0	校	R	2	H09.08.01	233
	雲井小学校	11	1	校	R	2	S51.03.01	175
		11	2	校	R	2	S52.03.01	1,192
		12	1	校	R	2	S57.01.01	85
		12	2	校	R	2	S57.01.01	1,106
		13	0	校	R	1	S61.02.01	263
	鮎河小学校	1	1	校	R	2	S43.12.01	475
		10	0	校	R	3	H08.03.01	1,751
	綾野小学校	13	0	校	S	2	H17.10.01	44
		1	0	校	R	3	S56.03.01	1,904
		2	0	校	R	3	S36.03.01	964
		4	0	校	R	3	S56.05.01	2,249

設置者名	学校名	棟番号	枝番	建物区分	構造区分	階数	建築年月 (年/月)	保有面積
甲賀市	土山中学校	3	0	校	R	2	S37.05.01	408
		19	0	校	S	1	H17.12.01	384
		12	0	校	R	3	S57.03.01	3,162
		13	0	校	R	2	S58.03.01	1,475
		14	0	校	R	2	S58.03.01	78
	水口中学校	1	1	校	R	3	S52.03.01	1,335
		1	2	校	R	3	S52.05.01	399
		2	1	校	R	3	S52.03.01	1,368
		2	2	校	R	3	S52.05.01	932
		3	1	校	R	3	S52.05.01	3,747
		3	2	校	R	3	H06.03.01	455
		6	0	校	R	1	S52.05.01	298
	信楽中学校	13	1	校	R	3	S48.03.01	1,425
		13	2	校	R	3	S49.01.01	2,083
		13	3	校	R	2	S49.04.01	946
		15	0	校	R	1	S58.09.01	360
		19	1	校	R	3	H05.03.01	585
		19	2	校	R	3	H08.02.01	308
		20	0	校	S	3	H11.09.01	53
		21	3	校	R	2	H15.03.01	163
	城山中学校	21	4	校	R	2	H16.02.01	1,813
		1	0	校	R	3	S61.03.01	3,054
		2	0	校	R	3	S62.03.01	1,544
		3	0	校	R	1	S62.03.01	327
		5	0	校	R	3	S62.05.01	1,239
	16	0	校	R	3	H14.03.01	288	

公立学校施設の施設台帳データ調査より

設置者名	学校名	棟番号	枝番	建物区分	構造区分	階数	建築年月 (年/月)	保有面積
甲賀市	甲南中学校	1	0	校	S	1	S57.03.01	337
		2	1	校	R	3	S56.03.01	2,187
		2	2	校	R	3	S57.03.01	3,205
		2	3	校	R	3	S62.03.01	270
		2	4	校	R	3	S57.03.01	270
		2	5	校	R	3	H08.02.01	270
		2	6	校	S	2	H12.03.01	23
		17	0	校	R	2	H08.02.01	875
	甲賀中学校	4	1	校	R	2	S36.06.01	1,096
		14	0	校	R	3	S58.02.01	1,240
		15	0	校	R	3	S58.02.01	1,789
		19	0	校	R	3	S58.08.01	1,278
		20	0	校	S	1	S58.08.01	324